

災害復旧事業等で発生する建設発生土の民間受入希望者公募要領

第1 趣旨

福島県いわき建設事務所では、災害復旧事業等において発生する建設発生土のうち、現場内利用や他の公共工事に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、近隣の民間所有地等へ適正かつ安全に処分するために、受入を希望する者の公募を行うものである。

本要領は、残土の受入先（以下「受入者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

第2 残土の受入希望者の申込手続き

残土の受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）は、以下の書類を福島県いわき建設事務所長に2部提出しなければならない。

- (1) 受入希望申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 受入地に関する図面（位置図（国道、県道からの経路が分かるもの）、平面図、横断図等（希望する盛土高さ、形状が分かるもの）
- (4) 現場写真（受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの）
- (5) 受入地の権利関係が分かるもの（土地登記簿謄本、地積図）
- (6) 受入地の所有者と申込者が異なる場合は、所有者の同意書（借地契約書の写し等）
- (7) 関係法令の許可書等の写し（農地改良工事届、林地開発届など）
- (8) 受入地周辺住民の同意書（区長等の同意）
- (9) その他、福島県いわき建設事務所長が必要と認めるもの

第3 申込者及び受入地の資格要件

次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) いわき市内において残土を受け入れることができること。
- (2) 別表1の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しないこと。
- (3) 受入土砂の転売や受入後の土地の分譲などの営利を目的にしないこと（現況の土地利用から大きく異なる土地利用の改変等を行う場合の受入も対象外）。
- (4) 市内においては、受入土量が1箇所当たり、原則1,000m³以上とし、受入地は、平地や窪地であること。
- (5) 受入地に至る道路について、大型ダンプトラック（10t）が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できる5m以上の幅員が確保されていること。また、アスファルト舗装等が施された良好な路面状況であること。
- (6) 必要な関係法令の許可等の手続き及び円滑な搬入のために必要となる以下の事前準備については、受入側において完了させること。

- ①土砂の崩落又は流出による災害が、隣接地・周辺地域において生じないよう擁壁の設置等、安全上必要な措置がなされていること。
- ②受入地の雨水が適正に排出できるよう、必要に応じ、適正な規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されていること。
- ③受入地の盛土により、周辺の土地に雨水や排水等で影響を生じさせないよう措置がなされていること。
- ④伐木や表土剥ぎなど必要な事前準備が行われていること（受入地は、原則、立木等の障害物がないこと）。
- (7) 受入者は、土砂を無償で受入れるものとし、一切の費用負担を求めないこと。
- (8) 作業完了後は、受入者が管理責任を負うこと。
- (9) 搬入時期については、公共工事の工程に併せた受入が可能であること。
- (10) 受入希望量の全量を確保できない場合があることを了承すること。
- (11) 国、県、市町村の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。
- (12) 残土受入にあたり、隣接者から苦情等がない受入地であること。また、受入後、苦情があった場合には、申込者が責任をもって対応すること。
- (13) 残土受入にあたり、敷鉄板、交通誘導員等に係る必要な費用を負担すること。

第4 残土

残土の発生場所は、次のとおりである。

(1) 残土の発生場所

発生場所：福島県いわき建設事務所が実施する公共工事で、いわき市内全域の災害復旧事業等の工事現場

(2) 残土の搬出期間（予定）

令和6年4月～令和7年3月末日まで

但し、事業の進捗状況によっては、工期の変更に伴い、搬出期間を変更する場合がある。

(3) 残土の土質

粘土混じり土、砂質土、礫混じり土、玉石混じり土、破碎岩

(4) 残土の作業条件

福島県いわき建設事務所が行う行為は、原則として残土の運搬、荷下ろし、敷均し作業までとする。なお、残土は、砂礫の大きさや土質毎に分別した上での運搬や土質の指定はできないものとする。

第5 受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

(1) 受入の登録（様式3、4）

福島県いわき建設事務所長は、受入条件の詳細についての確認及び審査を行い、受入地の登録の有無を様式3又は4で通知する。

(2) 残土運搬の優先順位付け

受入量や工事現場から受入地までの沿道環境等を考慮した上で、原則、いわき建設事務所の費用が最小となる場所や事業の効率が高い順に運搬する。

第6 残土の受入希望申込書等の提出先及び提出締め切り

(1) 残土の受入希望申込書等の提出先

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地

福島県いわき建設事務所河川砂防課改良復旧整備係

電話 0246-35-6048

メール：kairyohuxtukyuu@pref.fukushima.lg.jp

(2) 残土の受入希望申込書等の提出締め切り日

毎月末日を締め切り日とする

(土日祝日を除く。募集期間は、令和6年9月30日限りとする。)

第7 残土の受入希望申込書等の提出方法

申込書(様式1)を持参もしくは郵送にて提出すること。

第8 問い合わせ、質問等

(1) 問い合わせ、質問等は、電話又はメール等により第6(1)において随時、受け付ける。

(2) メールによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。

第9 受入候補者の登録の取り消し(様式5、6)

(1) 受入候補者は、受入地の状況等により受入の必要がなくなったときは、受入候補者の登録取消願(以下「登録取消願」という。)を様式5により提出し、福島県いわき建設事務所長は、受入候補者の登録を取り消すものとする。

(2) 当初計画と異なった受入が確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合など、申請内容に相違が判明した際は、登録を取り消すものとする。

(3) 道路条件や受入先の現場条件により、搬出が困難と福島県いわき建設事務所が判断した場合は登録を取り消す。

(4) 受入候補者登録の有効期限は、様式3の発行日から6ヶ月とする。

第10 その他

(1) 今回の公募に関連して要した費用(申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等)は、受入希望者の負担とする。

(2) 提出された受入希望申込書は返却しない。

(3) 受入者は、受入の途中において、受入面積、受入希望量、造成等の構造にかか

- る著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、福島県いわき建設事務所長に受入内容等の変更を様式7により申請し、承諾を受けなければならない。
- (4) 福島県いわき建設事務所長は、受入者からの変更申請の内容を承諾したときには、様式8により通知する。
- (5) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と福島県いわき建設事務所長が協議の上決定するものとする。

第11 施行

この要領は、令和2年 1月29日から施行する。

この要領は、令和2年 5月29日から施行する。

この要領は、令和2年12月 4日から施行する。

この要領は、令和4年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和5年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。